

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2	高額療養費（外来年間合算）の支給	健康保険課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 同法施行令第29条の2の2による支給要件を満たすこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主の申請であること。
- (3) 同法施行規則第27条の17の2に規定される内容を記載した申請書及び添付書類（ただし、保険者で事実を確認できる場合は、添付を省略できる。）の提出があること。

2 標準処理期間は、60日（祝日休日等の閉庁日を含む）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。